

白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について

1. 条例制定の目的

近年、環境に対する意識の高揚やゼロ・カーボン社会の実現に向けた再生可能エネルギー施策の推進により、再生可能エネルギー発電設備の設置が全国的に増加する一方、災害発生への恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっております。そのような課題に対応するため、本市の豊かな自然環境、美しい景観及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図ることを目的とし、白石市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定しました。(令和5年3月10日公布・施行)

2. 条例の概要

(1) 再生可能エネルギー発電の種類

① 太陽光 ②風力 ③水力 ④地熱 ⑤バイオマス ⑥原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの

(2) 対象となる事業

この条例の規定は、発電出力 10kW以上の再生可能エネルギー発電事業に適用されます。発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置している場合は、合算した発電出力(既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合も含む。)とします。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上で行う事業や、設置規制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力 50kW未満の事業は除きます。

(3) 抑制区域

市長が次に掲げる区域から指定する再生可能エネルギー発電設備の設置を抑制する区域

- ①豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- ②特色ある景観として良好な状態が保たれている区域
- ③歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
- ④土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
- ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

（４）住民等への説明会

当該事業を行う場合は、事前に住民等への説明会を開催しなければならず、住民等はそれに対し意見を申し出ることができます。意見を受けた事業者は住民等と協議しなければいけません。

（５）同意

当該事業を実施する場合又は変更する場合は、市長の同意を得なければいけません。事業者は同意を得ようとするときは、着手予定日の90日前までに届け出し、協議しなければいけません。

（６）抑制区域に対する同意

市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置している場合は同意しません。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りではありません。

3. 受付状況(令和6年1月 26 日現在)

協議届出(受付済み)12件。(同意済み 10 件、審査中2件)